

伊藤整全集

第十二卷

伊藤整全集

12

新潮社版

編纂

瀬沼茂樹

平野謙

小田切進

奥野健男

伊藤整全集

—12—

© Sadako Itō
1974. Printed
in Japan.

乱丁，落丁本
はお取替えい
たします。

製本所 株式会社大進堂
印刷所 株式会社精興社

東京都新宿区矢来町七一電話
東京二六〇一一一郵便番
号一六二振替東京八〇八

発行所 株式会社新潮社

発行者 佐藤亮一

著者 伊藤整

昭和四十九年三月十日 印刷
昭和四十九年三月十五日 発行

定価二〇〇〇円

裁判他

伊藤整全集 第12卷 目次

裁 判

序 文

新版の序

法廷の印象・起訴状をめぐる論争

辯護人の冒頭陳述

三宅、石井証言

作品解説・金森証言

証人申請・ガントレット証言

森、阿部証言

沢登、東証言・伊藤陳述

検事の笑顔

三 〇

四

五

六

七

八

九

〇

一

福原、神近証言 九四

吉田健一、宮城、吉田精一、駒田証言 九六

斎藤、渡辺、波多野、岩淵証言 一〇四

被告訊問・辯護団釈明要求・G・H・Q書翰 一二四

G・H・Q書翰反駁・宮川、宮地証言 一四四

土居証言 一五三

検事釈明・広告の問題 一五八

『チャタレイ夫人の恋人』の性描写の特質 一六三

宮城、峰岸、野尻証言 一七九

児玉証言 一八六

高村証言 一九六

堤、小林、城戸証言 一九九

森山証言 二〇三

判決の予想・青野、豊島証言 二〇八

石井、宇留野証言 二二五

曾根証言 二二〇

桑原学説を中心にして 二三三

波多野証言・G・H・Q書翰・結審 二二七

中込検察官論告 二三四

被告席にて 二五二

検事はその論告文を提出せず 二五九

正木主任辯護人の最終辯論の一 二六一

環昌一辯護人の最終辯論 二六〇

環直弥辯護人の最終辯論 二六六

中島健蔵特別辯護人の最終辯論 二六六

福田恆存特別辯護人の最終辯論 二七〇

正木主任辯護人の最終辯論の二 二七八

伊藤整の最終陳述 二六〇

小山久二郎の最終陳述 二七六

判決の日・判決正文 二七九

判決理由

三八六

判決の後

四一九

裁判関係者

四二四

公判日程

四二五

短篇小説（昭和34年～同40年）

失われた記憶

四三〇

ビビハヌンへの接吻

四四〇

母の記憶

四五三

柳に囲まれた家

四六二

田園の風景

四七二

明治人の肖像

四八二

凡人の晩年

四九三

死の前後

五二〇

昔の家

五二六

*

編集後記

瀬沼茂樹 五三

伊藤整全集 第12卷（小説）

裁

判

序 文

私と小山久二郎氏が被告人として行われた『チャタレイ夫人の恋人』についての裁判は一九五一年（昭和二十六年）五月八日に始まって、総計三十六回の法廷が開かれ、一九五二年一月十八日に判決があった。本書はその裁判の実体を、被告人としての私の目で出来るだけ忠実に描き出したものである。この裁判は、世の注目を大きく惹いたものだが、それは単に文学作品が裁判の対象になったということだけではなく、戦後作られた日本の新憲法の大原則である基本的人権の擁護、思想表現の自由という条項が、守られるか危くされるかという問題にじかにぶつかったからであった。また新憲法の掲げている「公共の福祉」と、個人の「幸福追求の権利」とが、対立するものであるか助け合うものであるか、という点でも、原告側と被告側の間に重大な意見の対立があった。また従って、性を科学として研究することが人類の幸福に寄与するものとせば、ロレンスのように性を倫理の基本として考究することは人類の幸福に寄与しないのか、とい

う重大な議論がそこから出て来た。またそこから、資本主義社会の出版様式が元来持っている自由性は、どこまで擁護されるべきか、という問題が大きく出て来た。それに關聯して性教育の問題、性の刺戟とワイセツ感との区別、読書調査や精神電気反応測定や文章心理学による性の表現の研究や調査が、この『チャタレイ夫人の恋人』に關して行われ、それが判決に大きく影響したことも、これまでにない劃期的なことであった。また三十数名の証人がこの法廷に出たが、それがそれぞれ日本の社会の各層を代表する文化的断面図となったのも興味の深いことであった。

この法廷では常に二人の速記者をつけて、完全な記録を作成し、それが三十七冊に達している。またその大部分は河出書房から六冊の『公判ノート』として刊行されている。私は本書を書くに当って、この公式の記録と『公判ノート』の外、私自身の日記と記憶と、その他多くの関係書類を利用した。またこの書物の前の部分（量的に言って四分の一ほど）は、一九五一年の末、まだこの裁判の判決が下されぬうちに、『中央公論文芸特輯』に小説「裁判」として発表したものである。それはこの三十六回の公判のうち約十二回までの分を含み、それに私の最終陳述の草稿を加えたものであった。

この書を作るに当って、私はその旧稿に加筆し訂正し

た上、その後の二十数回分を新しく書き足し、量で言っ

て、旧稿の約四倍のものにした。特に五人の辯護人の最終辯論の重要な部分を生かすことに私は骨を折った。また論告や判決文も主要な点は洩らさぬように気をつけた。

本書では、裁判というものの実質を分りやすくするために、出来るだけ客観的に、かつその場面が目に見えうに書いた。裁判の組織はどうなっているか、裁判官とはどういう人で、どういう風に裁判を行うものか、原告官の検事はどういう役目で、現実にはどういう行動に出るものか、辯護人とはどのようなことを事実上行うものか、被告人の立場と主張はどのように主張され、どの程度に受け容れられ、かつ守られるものか。そういうことを可能な限り具体的に私は描いた。被告人の心理というものをもまた私にとっては描く対象であった。

作家や思想家が著述のために流刑されとか、焼き殺されとか、手錠をはめられるとか、発禁を食うとか、投獄されるということは、昔からありふれた現象である。それが次第に文化を進めて来たとも言われるのであるから、このような裁判が起るのは、歴史的に言えば少しも異とすべきことではない。しかし、たとい受動的に作られたものにして、現在の世界で最も進歩した形を持っている日本の新憲法の下で、文学史上重要な作品がワイセツ物として起訴されたということは、現実的に重大なこ

とである。

その意味で、私たちの事件を辯護した正木吳、環昌一、環直弥、中島健蔵、福田恆存の五人の辯護人諸氏は、それぞれ自己の戦いとしてこの裁判を一貫して努力されたのである。この五人の人々の熱心な努力は私には終生忘れがたいものである。裁判官が、波多野完治氏の文章心理学による分析に基いて、この作品を「ワイセツな文書でない」と判決したことは、我々の辯護人諸氏の努力が効を奏したことであつた。しかし不幸にして販売方法の問題で小山久二郎氏は罰金刑を言い渡された。その点は近く第二審において、更に徹底的に争われようとしており、我々は小山氏の完全な無罪を心から確信している。

しかし一応裁判は終つた。第二審以後において事実審理は行われないのが原則であるから、この裁判の実質を知るには、これまでの記録で足るものと言えよう。

判決以後の五カ月間、私はこの著述に、割き得る余暇の全部を注ぎ込んだ。ここに書き上げたものは予定枚数を遙かに越えて、予定の二倍の分量になった。その間本書の完成について、筑摩書房の岡山猛氏が何十回となく私の所を訪ずれて、催促し、助言して協力して下さったことに私は深く感謝したのである。

一九五二年五月十二日

新版の序

この書物が出版された時、著者は、本書は一般の読者には中々分りにくいのではないかと心配した。しかし色々な批評が書かれ、書物が再版まで出たりして、この書物は読者に理解されるものであるばかりでなく、興味と関心を惹く性質を持っていたことが次第に分って来た。著者としてはこの事件を理解されること、『チャタレイ夫人の恋人』という作品の性格が、理解されることを願っていたのであるが、この書の読者に与えた印象は、その外にはほぼ二つであることが分って来た。

一つは戦後の民主的な裁判の形式や実質を、分りやすく書いたという点で、裁判や法律と市民的生活との関係の説明書としての役を本書が果している、ということである。勿論著者は法律には素人のことであるから、法律的な技術的な意味では必ずしも正確と言えない点があるらしいけれども、法と市民生活との関係を理解させる上に役に立っているとすれば、それは著者の体験の切実さのせいであろう。同時に出来るだけ客観的に書こうとした著者の願いが、ある程度果たされたと考えていいと思う。

もう一つは、この書物が文学批評というものはどういふものであるかを語っていることである。また論争とか論争術という日本の知識階級にあまり一般化していない言論の方法という点でも、本書は読者の興味を引いているらしいのである。文学批評の方法のことを言うと、新しいアメリカの文学批評のやり方は、この裁判のうちの宮城教授の心理学実験や波多野教授の文体分析や南博氏たちのマス・コミュニケーション等の傾向を取り入れて居り、そういう文芸批評の方法のバターンがここに出ている。またヨーロッパ系の文芸批評は、福田恆存や中島健蔵や私の行っている議論の型がほぼそれに当るものと言っている。その二つの批評のタイプが偶然この裁判の中に現われているため、文芸批評の総合的形式となっているのである。

またこの種の事件についての法律論の結論的なものは、正木晃、環昌一、環直弥三辯護人の辯論と、その他証拠としてまたは批判として引用されている諸法律家の言葉に殆んど尽きていると言っているもののようである。その方から言っても、本書はまとまった総括的文献の性質を持っているように推定される。

その他この書物が期せずして日本の知識階級全体の精神構造を図式的に示すこととなったことも思わざる結果であった。そして、そのような副産物を伴いながら、

『チャタレイ夫人の恋人』という作品の思想的な要点、表現方法の特色を、ほぼ本書で説明し得たと思うが、それは決して著者一人の力であると言うことはできない。むしろ著者は自分を含めて、現代の人文科学者や文学者や法律家がいかに社会と接触し、これを批評し、これと戦い、また調和するかという働きを、この事件を全体として描く過程において、それと気付かずに果した、と言うべきである。

旧版には誤植や誤記があったので、それを全体の組み直しにならない範囲で修正した。また旧版は定価の高い本であり、かつ刊行された部数もあまり多くなかったが、出版者と著者は、この書が更に多くの読者に読まれることを願って、ここに略装で廉価版を出すことにした。装幀は第一版と同じく岡本芳雄氏である。

東京高等裁判所における第二審の判決が、昭和二十七年十二月十日にあった。それでは、小山久二郎は罰金二十五万円、伊藤整は罰金十万円となつて、被告側には前審よりも不利な判決であつた。これは全く予想しないことで、著者は強くこの判決に反対するものである。それを新版で論評したいと思つていたが、この新版を出すまでには、判決正文を著者は入手していない。その判決文は法廷で要点を読み上げられたきりで、二十八年二月末現在、印刷して被告に渡される筈の正文が出来ていない

のである。また被告側は、目下最高裁判所に対して控訴中である。その結果がどうなるかは、第二審に対する批判も含めて、いずれ改めて著者はまた書く機会があるだろうと思つてゐる。

一九五三年二月末日

伊藤 整

法廷の印象・起訴状をめぐる論争

宮城を中心に濠がほぼ四角にめぐっているが、そのうち東京湾に面した東側には、東京駅、丸の内のビルディング街、有楽町駅があり、南に面した方には、議事堂、警視庁、大蔵省、等の政治行政機関の建物がある。その東南の角が日比谷公園である。桜田門の前にある警視庁と日比谷公園との中間に、濠に面して、不規則にぎたぎたとかたまった一群の建物がある。三四階建のビルディングもあれば、木造の安っぽいバラックもあり、その建物の間を「し」字型に通る抜ける自動車の入る道もあって、相当の面積を占めている。この辺が霞ヶ関一丁目に当り、その中に法務府、簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所、地方検察庁、高等検察庁、最高検察庁、東京、第一、第二の各辯護士会館などがある。即ち法律行政上の日本の中枢機関が集まっている場所である。普通の人間は、たいていこの場所にそのような機関が集中してあることも知らず、まして自分がそれ等の機関のどれかと関係を持つなどとは考えずに

生活しているのである。せいぜいが、交通事故か何かで隣の警視庁には行ったことがある、という程度のことである。

昭和二十六年（一九五二年）の五月八日の朝、私は中央線の八王子から一つ東京寄りの豊田の自宅を出て、飯田橋駅で下車し、駅から近い小山書店へ到着したのが、九時過ぎであった。青葉が出揃って、びしょびしょと雨が降り、湿気のせいで、蒸し暑いようにも、肌寒いようにも感ずるような日であった。小山書店に着くと、裁判所へ出かける支度をした小山夫人や高村支配人などが待っていた。妻は、小山夫人や他の人々と先に出かけ、私と小山氏とは、来合わせた岩波書店重役の堤氏と自動車で市ヶ谷駅前の正木家に寄り、正木氏と同乗して、十時少し前に裁判所へ着いた。玄関から入ると建物の内部は廊下が少しづつ曲って長く続き、売店があったり、廊下の両側に机を一つずつ持った司法書士というようなものが二三十人も並んでいた。その先は渡り廊下があって、また別の建物につながっている、という風で、迷路のようになっている。その廊下はちょうど街裏の路地のように色々な人が歩いている。いかめしい表情をした検事か判事のような役人型の男、または辯護士らしい医師のような気の配りかたをした表情の男、またここに何か気がかりな用があって来たらしい和服の女や、田舎から出て来た紳士らしい男や、何も用がありそうもない